

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為）</p> <p>第十条の十七 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十七条の三十一の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十七条の三十一の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示され</p>	<p>（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為）</p> <p>第十条の十七 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p>

ているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

「イ〜ハ 略」

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第十条の二十二から第十条の二十四(第一項第四号を除く。)(まで、第十条の二十六、第十条の三十及び第五十七条の三十一の九第一項第四号)において「契約締結前交付書面」という。)

〔2〕・〔3〕 略〕

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項)

第十条の十九 令第八条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価(第十条の二十一、第十条の二十五及び第十条の二十七第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることが

「イ〜ハ 同上」

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面(第十条の二十二から第十条の二十四まで、第十条の二十六及び第十条の三十において「契約締結前交付書面」という。)

〔2〕・〔3〕 同上〕

(特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項)

第十条の十九 令第八条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価(第十条の二十一、第十条の二十五及び第十条の二十七第一項第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることが

できない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第十条の二十二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十条の二十六第十一号に掲げる事項

二 第十条の二十六第十二号に掲げる事項

3 組合は、契約締結前交付書面には、第十条の二十六第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

ことができなない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第十条の二十二 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第十条の二十六第一項第十一号に掲げる事項

二 第十条の二十六第一項第十二号に掲げる事項

3 組合は、契約締結前交付書面には、第十条の二十六第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十四 「同上」

一 第十条の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十条の二、十六第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十条の二十二に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第十条の二十八及び第十条の三十第二号ロにおいて「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の二第三号二(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

〔2～4 略〕

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第十条の二十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～十六 略〕

一 第十条の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨貯金等」という。）に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該利用者に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第十条の二、十六第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十条の二十二に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第十条の二十八及び第十条の三十第二号ロにおいて「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該利用者から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕

（特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第十条の二十六 〔同上〕

〔一～十六 同上〕

十七 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十七条の三十一の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第十条第一項第四号又及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合 当該組合が法第十一条の七第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第十一條第一項第四号又(1)及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ [略]
十九 [略]

十七 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第五十七条の三十一の十一第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、当該認定投資者保護団体の名称）

十八 「同上」

イ 指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第十条第一項第四号又及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合 当該組合が法第十一条の七第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第十一條第一項第四号又(1)及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ [同上]
十九 [同上]

「項を削る。」

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第十条の二十七 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一項第四号を除く。))及び第五十七条の三十一の十五第一項第四号において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

2||

一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第十条の二十七 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

2||

一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十八 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

「二〇四 略」

(金銭債権等と貯金等との誤認防止)

第十二条 「略」

2 「略」

3 組合は、その事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

4 組合は、法第十条第六項第八号又は第八項の規定に基づき元本の補填の契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、元本の補填の契約をしていないことを当該事務所内において利

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十八 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「二〇四 同上」

(金銭債権等と貯金等との誤認防止)

第十二条 「同上」

2 「同上」

3 組合は、その事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

4 組合は、法第十条第六項第八号又は第八項の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない信託契約の締結又はその代理を行う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約

用者の目につきやすい場所に適切に掲示し、元本の補填の契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（所属組合の説明書類の縦覧）

第五十七条の二十六 「略」

「2」4 略」

5|| 準用銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十七条の三十一 準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

「号を削る。」

三|| 「略」

2 「略」

をしていないことを利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示し、元本の補てん契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合（信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第七十八条各号に掲げる場合を除く。）には、第二項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

（所属組合の説明書類の縦覧）

第五十七条の二十六 「同上」

「2」4 同上」

「項を加える。」

（特定信用事業代理業者の届出等）

第五十七条の三十一 「同上」

「一・二 同上」

三|| 準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面について、縦覧を開始した場合

四|| 「同上」

2 「同上」

3 第一項第三号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

【一〇五 略】

4 第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十七条の三十一の二 準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

【一・二 略】

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

【イ〇ハ 略】

3 第一項第四号に規定する「不祥事件」とは、特定信用事業代理業者又はその従業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その役員又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

【一〇五 同上】

4 第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を特定信用事業代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告の類似行為）

第五十七条の三十一の二 【同上】

【一・二 同上】

三 【同上】

【イ〇ハ 同上】

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九(第一項第四号を除く。))まで、第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。)

〔(2)・(3) 略〕

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十七条の三十一の四 令第四十七条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第五十七条の三十一の六、第五十七条の三十一の十及び第五十七条の三十一の十四第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

二 「同上」

- (1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(第五十七条の三十一の七から第五十七条の三十一の九まで、第五十七条の三十一の十一及び第五十七条の三十一の十七において「契約締結前交付書面」という。)

〔(2)・(3) 同上〕

(特定貯金等契約の締結の代理等の事業の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項)

第五十七条の三十一の四 令第四十七条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価(第五十七条の三十一の六、第五十七条の三十一の十及び第五十七条の三十一の十四第九号において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載方法)

第五十七条の三十一の七 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十七条の三十一の十一第一号に掲げる事項

二 第五十七条の三十一の十一第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十七条の三十一の十一第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十七条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七

第五十七条の三十一の七 「同上」

2 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第五十七条の三十一の十一第一項第十一号に掲げる事項

二 第五十七条の三十一の十一第十二号に掲げる事項

3 特定信用事業代理業者は、契約締結前交付書面には、第五十七条の三十一の十一第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十七条の三十一の九 「同上」

一 外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定貯金等契約について準用金融商品取引法第三十七

条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第五十七条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五十七条の三十一の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第五十七条の三十一の十五及び第五十七条の三十一の十七第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付している場合

〔2と4 略〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十七条の三十一の十一 「略」
〔項を削る。〕

条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第五十七条の三十一の十一第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第五十七条の三十一の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第五十七条の三十一の十五及び第五十七条の三十一の十七第二号口において「外貨貯金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

〔2と4 同上〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十七条の三十一の十一 「同上」
2 一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第五十七条の三十一の十四 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条(第一項第四号を除く。))において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 略」

「項を削る。」

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第五十七条の三十一の十五 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第五十七条の三十一の十四 特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇十一 同上」

2||

一 特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第五十七条の三十一の十五 「同上」

<p>「一〇三 略」</p> <p>四 一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合</p> <p>「二〇四 略」</p>	<p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「二〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後	改正前
<p>別紙様式第2号（第57条の10関係）</p> <p style="text-align: center;">←————— 29.7cm以上 —————→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>特定信用事業代理業者許可票</p> <p>特定信用事業代理業</p> <p>許可番号 金融庁長官（ ）第 号</p> <p>（財務（支）局長）</p> <p>農林水産大臣（ ）第 号</p> <p>（特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名）</p> <p>（所属組合の名称）</p> </div> <p style="text-align: left;">↑ 20 cm 以上 ↓</p>	<p>別紙様式第2号（第57条の10関係）</p> <p style="text-align: center;">←————— 30cm以上 —————→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>特定信用事業代理業者許可票</p> <p>特定信用事業代理業</p> <p>許可番号 金融庁長官（ ）第 号</p> <p>（財務（支）局長）</p> <p>農林水産大臣（ ）第 号</p> <p>（特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名）</p> <p>（所属組合の名称）</p> </div> <p style="text-align: left;">↑ 20 cm 以上 ↓</p>
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 「所属組合の名称」には、所属組合（農業協同組合法（以下「法」という。）第92条の2第3項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、<u>全ての</u>所属組合の名称を記載すること。</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>（記載上の注意）</p> <p>1 「所属組合の名称」には、所属組合（農業協同組合法（以下「法」という。）第92条の2第3項に規定する所属組合をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属組合があるときは、<u>すべての</u>所属組合の名称を記載すること。</p> <p>[2・3 同左]</p>